

2006年5月26日

会社名 株式会社日立情報システムズ  
代表者 執行役社長 堀越 彌  
(コード番号 9741 東証第一部)  
問合せ先 CSR 本部広報部長 玉村 好治  
(TEL 03-5435-5002)  
当社の親会社 株式会社日立製作所  
執行役社長 古川 一夫  
(コード番号 6501)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月28日開催予定の定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の趣旨及び目的

- ①今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加する。
- ②会社法において新設された制度の一部を採用する。
- ③会社法施行による定款規定の削除、表現の変更、字句の修正、読点の変更、条文の移設、条数の整理等、全般にわたる所要の修正を行う。

#### 2. 変更の内容

主な変更内容は以下の通りです。詳細は別紙をご参照下さい。

- ①事業目的に「通信料金及びその他料金の請求・集金・支払代行サービス」を追加（変更案第2条）
- ②単元未満株式の権利制限（変更案第9条）
- ③株主総会参考書類等の当社ウェブサイト掲載による開示（変更案第15条）
- ④やむを得ない場合に、取締役全員の書面による賛成によって、取締役会の決議があったものとみなす制度の新設（変更案第24条）
- ⑤事業年度に合わせた執行役の任期の新設（変更案第31条）

#### 3. 日程

定款一部変更の効力発生日：平成18年6月28日

以 上

(お問合せ先)

株式会社日立情報システムズ CSR 本部 広報部  
〒141-8672 東京都品川区大崎 1-2-1  
TEL 03-5435-5002

別 紙

(下線を付した部分は変更箇所を示します。なお、読点の変更については下線を付していません。)

現行定款規定	定款変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ↳ (条文省略)</p> <p>12.</p> <p><u>13.</u> ↳ (条文省略)</p> <p><u>14.</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ↳ (現行通り)</p> <p>12.</p> <p><u>13.通信料金及びその他料金の請求・集金・支払代行サービス</u></p> <p><u>14.</u> ↳ (現行通り)</p> <p><u>15.</u></p>
<p>第 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条 (現行通り)</p>
<p>(委員会等設置会社の定め)</p> <p>第 3 条 当社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)第 2 章第 4 節に規定する特例の適用を受けるものとする。</p>	<p>(委員会設置会社)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故<u>その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>(会社の発行する株式の総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行する株式の総数は、9,600 万株とする。但し、<u>株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、9,600 万株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、<u>取締役会の決議を以て自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第 8 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、100 株とする。</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>
<p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しないものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>2.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。 <u>第 1 項の名義書換代理人は、名義書換、単元未満株式の買取その他株式に関する事務を代行するものとする。</u> <u>前各項の規定は、社債に準用する。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現行定款規定	定款変更案
<p>(株式取扱規則)  第 11 条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>からの届出、<u>株券の再発行及び単元未満株式の買取その他株式に関する取扱</u>については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)  第 11 条 当社の<u>株主の権利の行使に関する取扱いその他の株式に関する取扱い及びその手数料</u>については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。</p>
<p>(在外株主等の仮住所又は代理人)  第 12 条 外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならない。その変更のあったときもまた同様とする。</p>	(削 除)
<p>(基準日)  第 13 条 当社は、毎決算期最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主を以て、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。  前項のほか、その必要を認めるときは、取締役会の決議を以て、<u>予め公告して一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者を以て、その権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。</u></p>	(削 除)
<p>(招 集)  第 14 条 定時株主総会は<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、取締役会の決議に基づき、東京都各区内において、執行役社長がこれを招集する。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執行役がこれに当る。</u></p>	<p>(招 集)  第 12 条 定時株主総会は<u>毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は臨時必要あるときに、東京都各区内において、取締役会の決議によって定める取締役がこれを招集する。</u></p>
(新 設)	<p>(定時株主総会の基準日)  第 13 条 当社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(議 長)  第 15 条 株主総会の議長は、<u>執行役社長がこれに当る。執行役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の者がこれに当る。</u></p>	<p>(議 長)  第 14 条 株主総会の議長は、<u>執行役社長がこれに当たる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の者がこれに当たる。</u></p>
(新 設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)  第 15 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)  第 16 条 株主又はその法定代理人は、<u>代理人を以て議決権を行使することができる。但し、代理人は、当社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</u>  前項の場合には、<u>代理権を証する書面を予め当社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)  第 16 条 株主は、<u>代理人 1 名を定めて議決権を行使することができる。ただし、代理人は、当社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</u>  前項の場合には、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(決議方法)  第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数を以てこれを行う。</u>  商法第 343 条に定める株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数を以てこれを行う。</u></p>	<p>(決議方法)  第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u>  <u>会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p>

現行定款規定	定款変更案
(議事録) 第18条 株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。	(削 除)
(員 数) 第19条 当会社に取締役10名以内を置く。	(員 数) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。
(選 任) 第20条 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席することを要する。前項の決議は、累積投票によらないものとする。	(選 任) 第19条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席することを要する。前項の決議は、累積投票によらないものとする。
(任 期) 第21条 取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。但し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。	(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。
(取締役会長) 第22条 取締役会の決議を以て、取締役会長1名を定める。	(取締役会長) 第21条 取締役会の決議によって、取締役会長1名を定めることができる。
(取締役会の権限) 第23条 取締役会は、法令又は本定款に定めるもののほか、当社の業務を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。	(削 除)
(新 設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会の決議によって、取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。
(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日より1週間前に発するものとする。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。	(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の1週間前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。
(新 設)	(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項の提案について可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役の責任免除) 第26条 当社は、商法特例法第21条の17第4項が準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を以て、商法特例法第21条の17第1項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。	(取締役の責任免除) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。
(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、商法特例法第21条の17第5項が準用する商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、商法特例法第21条の17第1項の規定による責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は同法第425条第1項各号の額の合計額のいずれか高い額とする。
(委員会) 第28条 当会社に、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。	(委員会) 第28条 当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。
(員 数) 第30条 取締役会の決議を以て、当会社に執行役25名以内を置く。	(員 数) 第30条 当社の執行役は、25名以内とする。
(任 期) 第31条 執行役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した後最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。但し、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。	(任 期) 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

現行定款規定	定款変更案
(執行役社長) 第32条 取締役会の決議を以て、執行役社長1名を定める。 <u>但し、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u>	(執行役社長) 第32条 取締役会の決議によって、執行役社長1名を定める。 <u>ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u>
(執行役の責任免除) 第33条 当社は、 <u>商法特例法第21条の17第6項が準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を以て、商法特例法第21条の17第1項の規定による執行役の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。</u>	(執行役の責任免除) 第33条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。)</u> の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。
(決算期) 第34条 当社の決算期は、毎年3月末日とする。	(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当社は、 <u>会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u>
(利益配当) 第35条 <u>利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し支払う。</u> <u>前項の配当金が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は、支払の義務を免れるものとする。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、 <u>剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u> <u>当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第36条 当社は、毎年9月末日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、 <u>取締役会の決議により、商法第293条ノ5に定める金銭の分配をすることができる。</u> <u>前条第2項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。</u>	(削除)
(新設)	(配当金の除斥期間) 第37条 <u>剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>
附則 (取締役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、 <u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を以て、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の同条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。</u>	附則 (取締役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。</u>
(監査役の責任免除に関する経過措置) 第2条 当社は、 <u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議を以て、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。</u>	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第2条 当社は、 <u>取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役の責任につき、法令の定める限度内において免除することができる。</u>

以上